

大学スポーツにおける不祥事を法的に分析する

山崎健介 スポーツ法政策研究会、オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所、弁護士

1. 本稿の目的

「〇〇界では不祥事が多発している」、というような報道がなされる場合、実際に、当該〇〇界にて不祥事が突出して多く発生していることはあまり多くない。数年前、公務員の飲酒運転およびそれに伴う事故が毎日のように報道される時期があったが、これと同様のことだと考えられる。

それでは、なぜそのような報道がなされるのか。それは、ひとえにその集団が目立つ存在だからである。「近年、凶悪犯罪が増えて暗い世の中になってきた……」という論調は、民放放送局のニュース番組を視聴すればすぐに聞くことができるが、戦後から刑法犯罪数が右肩下がりで減少しているという傾向は、調べればすぐにわかることである。

本稿では、大学スポーツにおける不祥事について法的な分析をしたいと思うが、この業界においても同じことが言える。大学スポーツ（本稿では大学スポーツ団体のなかで、ひとつのスポーツに原則ひとつの大学の名前を背負って他の大学との対抗戦を繰り返す団体＝体育会所属部のことを指す）は、とにかく目立つのであり、それが故に、不祥事は大きく報じられ、あたかも大学スポーツは不祥事の温床である、というような印象報道がなされるのである。マスコミ的に面白くないからであろうが、私は、一般学生のみが関与する不祥事の割合に比べて、大学スポーツ部に所属する学生の不祥事の割合が突出して高い、という客観的データに基づく報道を見たことがない。

本稿の目的は、そのような印象報道の片

棒を担ぐことにはない。大学スポーツにおける過去の不祥事を法的に分析し、大学スポーツにかかわる人間の法的および社会的な責任を明らかにすることにより、同様の事件が繰り返されることを事前に防止することができれば、という考えの下、出稿するものである。

2. 大学スポーツの過去の不祥事

まず、表1を見ていただきたい。これは、近年大学スポーツが関与したいわゆる「不祥事」事件のリストである。このリストは、筆者が独自に調査したものであり、関係者が逮捕された事件を中心として抽出した。容疑の内容としては、①窃盗、強盗など金銭等財物が目的となったもの、②痴漢、強姦など、わいせつ目的のもの、③暴行、傷害、などの粗暴犯、④大麻等の薬物事犯、の4つに分類できる。

一般に、通常人が犯罪行為を行った場合、(A) 刑事上の責任（刑罰＝罰金、懲役など）、(B) 民事上の責任（被害者等からの損害賠償請求など）、(C) 行政上の責任（業務停止、免許取消、過料など）、という3つの責任が問われる。一方、大学スポーツがかかわった不祥事について検討すると、(A) (B) (C) は当然として、(D) 社会的責任（廃部、活動停止、対外試合禁止、責任者の辞任など）、が存在する。大学スポーツにおいては、この (D) の責任は、いわゆる連帯責任という概念に基づいて、所属団体（チーム）、大学、当該スポーツ団体など、広範な領域に渡って追及されることが多い。

下記において、刑事罰という最も重い責任を問われる (A) の刑事的責任と、大学スポーツなどの団体の不祥事に特有の (D) 社会的責任について、事例を踏まえて検討を行う。

3. 刑事的責任

刑事的責任とは、刑法、その他刑事罰規定を含む特別法に基づいて、検察官による起訴、裁判所による刑事裁判を踏まえて、犯罪に関与した当事者が問われる責任である。当然だが、当事者が所属する団体の構成員（チームメイト）、責任者（監督、部長などを含む）、親族などは、共犯でない限り、この責任を問われることはない。

報道では、「逮捕」がクローズアップされることが多いが、逮捕により犯罪を行ったことが確定するわけではなく、「逮捕された者＝犯罪者」という図式は大きな誤りを含んでいる。逮捕は、犯行を犯したと疑うに足る相当な理由があり、証拠隠滅や逃亡などの可能性から身柄拘束の必要があるときになされるものだから、その後の捜査活動の結果、起訴されないという結果も多いにありうる。日本の刑事法手続においては、いわゆる「無罪推定」の原則があり、どんなに疑わしい場合でも、起訴→刑事裁判→判決という手続を踏んだうえで有罪判決を受けるまでは、有罪ではない、ということに注意すべきである。

ここで、もう一点注意すべき点は、刑事裁判の手続に進める＝起訴をするか否かは、検察官がその権限を一手に握っているということである。つまり、仮に疑わしか

表 1

大学	部	容疑	日時	刑事的責任	社会的責任
帝京大学	ラグビー部	強姦	1998年1月20日逮捕	5人逮捕→不起訴処分(起訴猶予) 民事裁判においては、強姦の事実について認定せず	公式戦出場辞退
日本体育大学	スキー部	強姦未遂、強制わいせつ	2004年9月逮捕	2人逮捕→起訴→懲役2年6カ月(執行猶予4年)～懲役3年(実刑)	当該学生2名は退学処分(大学の処分)
北九州市立大学	硬式野球部	少女にわいせつ(県条例違反)	2004年9月13日逮捕	1人逮捕→起訴→罰金刑 3人家裁送致	九州大学野球選手権への出場辞退(大学の処分)
国士舘大学	サッカー部	集団淫行(児童福祉法違反、都条例違反)	2004年12月1日逮捕	15人逮捕→14人起訴、1人家裁送致→懲役1年～2年(執行猶予3年～4年)	無期限活動停止(2005年4月1日開始)、JFL退会、逮捕された部員は全員退学(大学の処分)
亜細亜大学	野球部	集団痴漢(強制わいせつ未遂)	2004年12月7日逮捕	5人逮捕→不起訴(嫌疑不十分) 1人は別の痴漢行為で起訴→懲役1年6カ月(執行猶予3年)	2005年春季の東都リーグ出場停止(全日本大学野球連盟の処分) 1年間対外試合禁止(日本学生野球連盟の処分)
京都大学	アメリカンフットボール部	集団準強姦	2006年1月26日逮捕	3人逮捕→起訴→懲役2年6カ月(執行猶予5年)～懲役4年6カ月(実刑)	3名を放学処分。2006年春の競技会出場辞退(大学の処分)
同志社大学	ラグビー部	わいせつ目的略取未遂	2007年5月14日逮捕	3人逮捕→起訴→懲役1年6カ月～2年(執行猶予3年～4年)	当事者3人の退学処分、部長の辞任、活動停止(大学の処分)
明治大学	応援団リーダー部	部員がいじめ自殺	2007年7月		廃部解散
日本大学	スキー部	強姦致傷	2007年10月逮捕	逮捕→起訴→懲役4年(実刑)	当該学生を退学処分(大学の処分) 連盟に虚偽報告のため、監督の辞任、無期限のインカレ出場停止処分(全日本学生スキー連盟の処分)
関東学院大学	ラグビー部	大麻取締法違反	2007年11月8日逮捕	2人が逮捕→起訴→懲役1年6カ月(執行猶予3年) ほかに12人が吸引を認めるが、これらは不起訴処分(起訴猶予)。	当事者2名を退学処分。対外試合を自粛、監督辞任(大学の処分) 2008年3月末日まで活動禁止(関東ラグビー協会)
東洋大学	駅伝部	強制わいせつ	2008年12月1日逮捕	部員逮捕	当該学生の退学、部長・監督の引責辞任、5日間練習停止(大学の処分) 箱根駅伝の出場は認めるが、駅伝補助金の支給停止、集団応援の禁止(関東学生陸上競技連盟の処分)
日本体育大学	陸上部(跳躍種目)	大麻取締法違反	2009年3月2日合宿所の家宅捜索	不起訴処分(起訴猶予)	当該学生退学、部長・監督・コーチの解任、跳躍種目選手は無期限活動停止(大学の処分) 3カ月学連主催試合出場停止、関東インカレの2部降格、翌年の箱根駅伝のシード権剥奪(関東学生陸上競技連盟の処分)
天理大学	ホッケー部	窃盗	2009年3月2日逮捕	2人逮捕→不起訴処分	1カ月間対外活動自粛、部長、監督の辞任(大学の処分) 3カ月対外試合禁止、2009年シーズンの日本リーグ出場資格喪失、天理大関係者のホッケー連盟役員引責辞任、ホッケー連盟副会長、副理事長の辞任(日本ホッケー協会の処分)
京都教育大学	体育会系部活動合同	準強姦	2009年6月1日逮捕	6人逮捕→全員不起訴処分(起訴猶予)	逮捕者の所属する陸上競技、アメリカンフットボール、サッカー、ハンドボールの4部は無期限活動停止。各部部长及び監督を解任。学長の辞任(大学の処分)
近畿大学	ボクシング部	強盗	2009年6月17日逮捕	2名逮捕→起訴→懲役9年、懲役9年4カ月の実刑判決	廃部解散(大学の処分)
大阪経済大学	ラグビー部	大麻取締法違反	2009年7月1日逮捕	3人逮捕→2人起訴	無期限活動停止、2009年度の関西学生リーグ出場停止、予算の返還(大学の処分)
関西大学	野球部	恐喝未遂	2009年8月5日逮捕	4人逮捕→2人起訴→懲役2年6カ月(執行猶予4年) 2名は不起訴(起訴猶予)	野球部監督、顧問が辞任、春季リーグ大会の出場辞退。当該部員は退学(大学の処分)
日本体育大学	レスリング部	強姦致傷	2009年9月28日逮捕	逮捕→起訴→(未確定)	当該学生を退学処分、無期限の活動禁止、部長・監督・コーチは解任、理事長・学長は減給(大学の処分)
佛教大学	野球部	後輩への金銭強要(恐喝)、当たり屋(詐欺)	2010年2月17日処分		当該部員無期停学、公式野球部1カ月活動停止、監督ら指導陣3人辞任(大学の処分)
びわこ成蹊スポーツ大学	硬式野球部	部員への集団暴行	2010年8月6日処分		4人を停学、1人を訓告、部員資格停止(大学の処分)

ったとしても、「嫌疑不十分」や「証拠不十分」として不起訴になることもあるし、犯罪を認めていて証拠があったとしても「起訴猶予」として不起訴になることもある。たとえば、表1の日本体育大学陸上部員の大麻関与事犯では、当事者は犯行を認めたものの、起訴猶予処分となっており、刑事裁判は行われていない。

大学スポーツが関与した不祥事事件についてみると、大きく報じられたため有名な事件となったものにも、意外と、起訴→刑事裁判→有罪判決というところまで行っていない事件が多くある。たとえば、京都教育大学の体育会系部活合同で行われた新歓コンパでの準強姦事件では、関与者6人が逮捕されているが、全員が不起訴となっている。ただし、この事件では当事者全員は退学処分になっているし、学長が辞任するに至っている。これらは、刑事的責任を取ったものではなく、下記に述べる「社会的責任」の一環である。

また、亜細亜大学野球部員による集団痴漢事件は、当事者とされた5人のうち、刑事起訴されたのは1人だけであり、残り4人は嫌疑不十分として不起訴となっている。報道では、逮捕されたときには大々的に報じるため、野球部員が集団で一人の女性に痴漢をした、という情報のみ独り歩きするが、その内4人が不起訴となった、という情報について報道することは少ないため、この事実はあまり知られていない。大きく報じられた帝京大学ラグビー部員の強姦事件についても、逮捕された5人は全員不起訴であり、その後行われた民事裁判においては、強姦の事実は認定されていないのである。

有罪判決を受けた場合、金銭上の制裁(罰金)、身体拘束による制裁(懲役・禁固)が科されることになるが、実際に刑務所に収監される(=実刑を受ける)に至る事犯はあまり多くない。有罪判決を受けた事案でも、執行猶予付き判決になることが多い。しかし、法律上、懲役3年以下または50万円以下の罰金の場合より重い判決が言い

渡された場合などについては、執行猶予を付けることはできず、実刑判決を受けることになる。近畿大学ボクシング部員2名による強盗事件は、強盗の際に被害者にケガをさせており、刑法に用意されている犯罪のなかでも重い犯罪である強盗致傷罪に該当する。結果、被告人となった2名には、9年および9年4カ月の懲役、実刑判決が宣告されている。

4. 社会的責任

社会的責任とは、法律上の根拠に基づいた責任ではないが、当事者、関係者および関係団体が、社会的非難に対する制裁として、自主的および関係団体の指導に基づいて負うことになる責任一般のことを指す。前述のとおり、法律に基づいた責任ではないため、責任追及の主体(誰が責任を取らせるのか)、責任の及ぶ範囲(誰が責任を負うことになるのか)、制裁の内容、長さなど、常に一定ではない。

表1のとおり、社会的責任は種類、態様共にさまざまなものがある。一般的には、①当該当事者の退学・停学処分、②部の活動停止・大会出場停止・廃部など、③部長・監督など責任者の辞任・減給などが行われている。

そして、そのなかでも、もっとも重い制裁を課せられたと考えられるのが、近畿大学ボクシング部員の強盗事件である。この事件では、近畿大学は強盗の容疑で被疑者2名が逮捕された2009年6月17日の翌日、懲罰委員会を開き、当該2名に無期停学処分、ボクシング部の廃部を決定している。近畿大学ボクシング部は、元プロボクサーで俳優の赤井英和氏も在籍した名門であったが、大学は2名の起訴を待たずに廃部の処分を下した。ボクシング部には18名の部員がおり、しかも当事者2名は部の活動に関係がなく起こした事件ということもあり、当時の塩谷文部科学大臣は「廃部までしなくてもよかったのかなと感じている」とコメントしている。

また、国土館大学サッカー部員の児童福

祉法、東京都条例違反事件では、国土館大学は当事者が逮捕された2004年12月に、サッカー部に対する無期限活動停止の処分を決定した。国土館大学サッカー部は、当時大学サッカー部で唯一JFLに参加していた強豪チームであり、当時の総部員数は約240人であったが、試合だけでなく練習などすべての活動を禁じられる厳しい処分を受けることになった。さらに同月、JFLからの脱退が決定し、当事者15名は全員退学ということになった。国土館大学サッカー部は、翌年の2005年4月1日から活動を開始したが、未だにJFLへの参加は許されていない。

5. 結語

以上のとおり、世間の注目を集めやすい大学スポーツが関係する「不祥事」事件においては、一般の学生が関係する事件と比べて、多くの関係者が、より大きな責任を問われるケースが多い。大学スポーツにかかわる場合、このようなりスクが存在することを認識して、通常時より順法精神の涵養に努めなければならない。

同時に、報道関係者(視聴者も含む)には、ショッキングな見出しや極端な結論に陥ることなく、冷静に事実のみを探求する姿勢を期待したいものである。

スポーツ法政策研究会

代表幹事/菅原哲朗・キーストーン法律事務所

●入会方法

参加資格/幹事の承認を得たうえで参加していただけます。

年会費/5,000円

入会申し込み/入会希望の旨を下記事務局まで、電話、FAX、E-mailにて申し込み、事務局から送付する所定の申込書に必要事項を明記し返送する。

●事務局

〒104-0031 東京都中央区京橋1-3-3 柏原ビル

2階 京橋法律事務所内「スポーツ法政策研究会」

事務局長/片岡理恵子

TEL: 03-3548-2073 FAX: 03-3548-2071

E-mail: kataokarie@aol.com

※スポーツ法政策研究会のHPがリニューアルしました。新しいアドレスは下記のとおりです。会の詳細はもちろん、入会申し込みも下記アドレスから利用いただけます。

<http://sports-law-seisaku.jp/index.html>